

事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	資料名等	項目	頁	I	1	(1)	①	ア		質問・意見	回答
1	事業契約書(案)に関する質問に対する回答NO.27	サービス対価A(一括払い)	5							令和3年6月10日に公表された追加回答において、サービス対価Aの税抜き金額は365,957,273円との理解で宜しいでしょうか。 ※消費税及び地方消費税として、36,595,727円を加え402,553,000円となるとの理解で宜しいでしょうか。	令和3年6月10日の追加回答を以下のとおり修正します。 <b>入札提案時のサービス対価A(一括払い)の上限金額は、2,065,137,000円(税抜)、206,515,000円(消費税分)とします。また、併せて事業契約書案も修正します。</b>
2	事業契約書(案)に関する質問に対する回答NO.27	サービス対価A(一括払い)	5							令和3年6月10日に公表された追加回答について、施設引き渡し後に実際に支払われるサービス対価Aの金額が402,553,000円(税込み)を下回った場合、サービス対価Bの増加に伴う割賦金利等の増加費用は貴市の負担との理解で宜しいでしょうか。	サービス対価Aの金額を回答No.1のとおり修正します。仮に交付金が市の見込む金額を下回った場合にも、起債対象となる設計・建設費の75%を上限としてサービス対価Aを支払います。
3	事業契約書(案)	公租公課の負担	46	14		102	1			事業所税の課税が開始されるのは、維持管理・運営期間開始日(令和6年4月1日予定)との理解で宜しいでしょうか。若しくは、開業準備期間開始日(令和6年2月1日予定)から課税が開始されるのでしょうか。	開業準備期間開始日から課税は開始されません。
4	事業契約書(案)	公租公課の負担	46	14		102	1			事業所税の課税の対象となる事業者床面積に、各配送先の学校内の配膳業務の作業スペースは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	事業契約書(案)	サービス対価B(割賦払い)	53		1	(2)		ウ		念のための確認ですが、金利計算方法において、初回支払い時の金利は、本施設の引き渡し日の翌日から初回支払い日の期間により計算するとございますが、引き渡し日の翌日である令和6年2月1日～令和6年8月のおよそ7か月分の金利が支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	初回支払い時の金利相当分は、引渡日翌日から令和6年3月31日令和6年4月1日～令和6年6月30日の3ヶ月分を支払います。

事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	資料名等	項目	頁	I	1	(1)	①	ア		質問・意見	回答
6	事業契約書(案)	サービス対価B (割賦払い)	53	別紙2	1	(2)		ウ		<p>事業契約書(案)に関する質問に対する回答にて「10年目に基準金利を改定することは想定していない。」とありますが、10年目に基準金利を改定していただけないでしょうか。</p> <p>Q&amp;A NO.29 基準金利の改定が行われない場合、民間事業者が銀行から調達する資金は、15年物のレートで調達することになります。結果、公共の支払金利(事業者の提案のスプレッド)は、基準金利改定が行われる場合より増加することが予想されます。(10年後に基準金利が高騰した場合はその限りではありませんが、10年後には割賦元本は減少、また5年物の基準金利を採用するため、支払額が増加するリスクは僅少です。)</p>	<p>ご意見を踏まえ、初回の金利確定日から10年後のTIBOR5年物のレート(当該日付にレートが行われない場合には、それ以前の直近の公表レート)を基準として、金利の見直しを行います。</p>
7	事業契約書(案)	対象となる費用と参照指標	58	別紙2	3	(4)		ア		<p>サービス購入費 E(変動料金)」の欄に、「各献立料金単価の内、光熱水費相当分の単価」の記載がございますが、維持管理・運営期間の光熱水費の負担は、貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
8	事業契約書(案)	維持管理・運営に係る対価	60	別紙2	5	(3)		イ		<p>① 一般献立料金単価(1食当たり)及び、② アレルギー対応食料金単価(1食当たり)、それぞれにおいて、「a. うち光熱水費及び燃料費相当分以外の単価」のご記載がございますが、維持管理・運営期間の光熱水費の負担は、貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。 事業契約書p58, 60を修正しました。</p>